## 11 経済・雇用対策の実施について

我が国の経済は緩やかに回復しつつあるものの、その動きが地域 経済の隅々にまで行き渡っているとは言い難い状況である。

また、近時の円安の進展に伴い、急激な物価上昇による家計や企業活動への影響も懸念される。

さらに、消費税率(国・地方)引上げ前の駆け込み需要による反動減などにより、平成26年4月以降、景気の腰折れが懸念される。

国は、10月1日に閣議決定した経済政策パッケージにおいて、 12月上旬に新たな経済対策を策定し、平成25年度補正予算を来 年度予算と併せて編成することとしているが、その具体化に当たっ ては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「健康・医療」「環境・エネルギー」など成長期待分野への支援、社会資本の適切な維持管理や防災・減災対策の推進、弱者・ 低所得者対策など実効性ある経済・雇用対策を盛り込んだ補正予 算を早急に編成すること。
- 2 その際、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金(地域の元気臨時交付金)等と同様に、地方の創意工夫により地域の実情に即した経済・雇用対策を機動的に実施できる交付金を設けること。
- 3 投資減税措置等の実施に当たっては、地方の財政運営に支障を 生じさせることのないよう、十分な税財源を確保すること。